

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に入社し、平成〇年〇月〇日から〇部に所属し、法務関係の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、被災者が午前〇時〇分頃になっても寝室から出てこないため、請求人が被災者を起こしに寝室に入ったところ、被災者は、意識がなく、呼吸もしていないようであったことから、請求人が要請した救急車でC病院に搬送されたが、同日午前〇時頃に死亡が確認されたとしている。同月〇日、被災者の行政解剖が行われ、直接死因は「急性心筋梗塞」との所見であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、上記処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会的事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 当審査会としても、D医師作成の行政解剖報告書に基づき、被災者が死亡に至った疾患名は「急性心筋梗塞」(以下「本件疾病」という。)であり、その発症時期は、平成〇年〇月〇日と判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む心臓疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

#### (3) 異常な出来事への遭遇について

被災者には、発症直前から前日までの間において、認定基準上の「異常な出来事」に遭遇したとの事実は認められない。

#### (4) 被災者の時間外労働時間数について

請求人らは、被災者が生前自宅で使用していたノートパソコンのイベントログ記録を加味して被災者の自宅労働時間を推定したとして、本件公開審理において主張していた時間外労働時間数を改め、新たな時間外労働時間数を主張している。しかし、平日深夜や休日に自宅のパソコンが稼働していた時刻と会社サーバーへのアクセス時刻等が重なっていたとしても、その間常時業務のためにパソコンを使用していたものとは認められないから、請求人らの主張は採用することはできない。

仮に、請求人らが新たに主張する時間外労働時間数を採用したとしても、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たり平均時間外労働時間数は80時間を超えておらず、特に過重な業務に従事したものと認められないから、当審査会としては、請求人らが本件公開審理において主張した時間外労働時間数を前提として、以下のとおり、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」について判断する。

(5) 短期間の過重業務について

被災者の発症前1週間の総労働時間数は61時間50分（時間外労働時間数は21時間50分）で、深夜勤務が3回認められるものの、発症の3日前と4日前に休日を取得しており、出張その他心身への特段の業務負荷要因は認められないことから、被災者が発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

(6) 長期間の過重業務について

ア 請求人らは、被災者の長期間の過重業務は、発症前12か月間の業務負荷要因により評価すべきである旨主張するが、当該主張は認定基準の考え方は異なるので、採用できない。当審査会は、被災者の長期間の過重業務は、発症前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）の業務負荷要因により評価すべきであると考えます。

イ 請求人らは、被災者の時間外労働時間数について、Outlookスケジュールに記載された懇親会等の予定は業務である旨主張するが、所定労働時間外における懇親会等への参加は、特別の事情等がない限り、業務とは認められないのが通例であるところ、当該懇親会等の目的、内容等の詳細が不明であることから、当該主張は採用できない。

被災者の評価期間における時間外労働時間数については、発症前1か月間は58時間47分、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たり平均時間外労働時間数の最長は発症前3か月平均の50時間44分であり、業務と発症との関連性が強いと評価できる80時間を超えず、その他心身への特段の業務負荷要因は認められないことから、被災者が評価期間において、特に過重な業務に従事したとは認められない。

ウ なお、請求人らは、被災者には労働時間以外の業務負荷要因が多々あったと主張するので、以下、念のため、検討する。

(ア) 請求人らは、被災者は深夜勤務の頻度が高く休息時間を確保できていなかったと主張するが、被災者は、評価期間において、おおむね週2日以上、1か月当たり9日から14日の休日・休暇を取得しており、十分な休息時間を確保できない状態が継続していたとは認められない。

(イ) 請求人らは、被災者の自宅勤務の業務負荷を重くみるべきであると主張するが、被災者の評価期間における会社のイントラネットへの接続は、月1回から3回、1回当たり数分からおおむね30分以内であり、仮にそれらを業務とみても、過重な業務負荷であったとは認められない。

(ウ) 請求人らは、被災者は出張業務が多いと主張するが、被災者の評価期間における出張業務はH出張など日帰りが5回であり、特に多いとは認められない。

(エ) 請求人らは、株主総会業務やEの訴訟案件を精神的緊張が高い業務であったと主張するが、株主総会業務が本格化するのは発症後の4月の終わりから6月にかけてであり、また、Eの訴訟案件は評価期間前の平成〇年〇月に勝訴で終わっていたことが認められる。

(オ) 請求人らは、平成〇年〇月にFとの知的財産業務に関連する会議があり語学に苦手意識がある被災者は緊張感一杯で疲労困憊した旨主張するが、当該業務は、子会社との対応であり、認定基準別紙に掲げられた「人命や人の一生を左右しかねない重大な判断や処置が求められる業務」などと同程度の精神的緊張を伴う業務であったとは認められない。

(カ) 請求人らは、被災者はHチームリーダーへの異動の準備が大きな負担となったと主張するが、当該異動は被災者の希望によるものであり、大きな負担となったとは考えられない。

(キ) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記イの結論を左右するに足るものは見出せなかった。

#### (7) 業務以外の要因について

ア 平成〇年〇月〇日受診の被災者の健康診断等記録によると、身長175.5cm、体重97.4kg、BMI31.6kg/m<sup>2</sup>、腹囲100.8cmで高度の肥満、脂肪肝、血糖値が高め、HDLコレステロール（善玉コレステロール）が低値、LDLコレステロールが高値などの異常所見が認められる。さらに、使用者申立書によると、被災者には、喫煙習慣があり、喫煙量

は1日20本程度であったことが認められる。

イ D医師は、行政解剖報告書において、「左右冠状動脈は石灰化を認め」、「冠状動脈の狭窄に伴って陳旧性の心筋梗塞を繰り返していたと考えられた」と所見しており、かなり以前から被災者は左右冠状動脈に基礎疾患を有していたことが認められる。

ウ G医師は、意見書において、上記行政解剖報告書に基づき、要旨、本件疾病の発症と就業との因果関係を考えるに、就業状況に相当の過重が存在していたとは考えがたく、冠状動脈硬化症の自然歴と考えるのが妥当と思われると述べている。

#### (8) 結論

以上のとおり、被災者の本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められず、一方、被災者の健康状態については多くの問題があったことが認められ、被災者の冠状動脈硬化症の自然歴と考えるのが妥当と思われることから、被災者の本件疾病の発症及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。